

○本庄市情報公開審議会条例

平成18年1月10日

条例第23号

改正 令和5年3月31日条例第8号

(設置)

第1条 本庄市情報公開条例(平成18年本庄市条例第20号。以下「公開条例」という。)に基づく情報公開制度の適正かつ円滑な運営を図るため、本庄市情報公開審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項に関し、実施機関の諮問に応じて調査審議する。

(1) 情報公開制度の適正かつ円滑な運営に関すること。

(2) 公開条例の規定により実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項

2 審議会は、情報公開制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 市民その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席及び意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(調査審議手続の公開)

第8条 審議会の行う調査審議の手続は、公開するものとする。ただし、出席委員の過半数で非公開を議決としたときは、この限りでない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に従前の本庄市情報公開・個人情報保護審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、本庄市情報公開審議会の委員として委嘱された者とみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の

任期は、改正後の本庄市情報公開審議会条例第4条の規定にかかわらず、同日における従前の本庄市情報公開・個人情報保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(本庄市情報公開条例の一部改正)

3 本庄市情報公開条例（平成18年本庄市条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(本庄市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 本庄市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年本庄市条例第44号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略